

# 令和 6 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 7 年 12 月  
関東信越国税局

## I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

## II 調査に係る主な取組

- 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税の実地調査の状況

## III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

# I 相続税の調査等の状況

## 1 相続税の実地調査の状況

資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、相続税の実地調査を実施しました。

令和6事務年度においては、令和5事務年度から、実地調査件数は1,440件と増加（対前事務年度比109.4%）、追徴税額合計は83億円と減少（同93.1%）しました。

### ○ 相続税の実地調査事績

項目	事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件 1,316	件 1,440	% 109.4	
②	申告漏れ等の非違件数	件 1,103	件 1,148	% 104.1	
③	非違割合 (②/①)	% 83.8	% 79.7	ポイント ▲4.1	
④	重加算税賦課件数	件 212	件 175	% 82.5	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 19.2	% 15.2	ポイント ▲4.0	
⑥	申告漏れ課税価格 (注)	億円 366	億円 345	% 94.1	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 76	億円 41	% 53.4	
⑧	追 徴 税 額	本税 77	億円 72	% 94.2	
⑨		加算税 13	億円 11	% 86.2	
⑩		合計 89	億円 83	% 93.1	
⑪	1実 件地 当 地 調 た り 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) (注)	万円 2,783	万円 2,395	% 86.0
⑫		追徴税額 (⑩/①)	万円 680	万円 579	% 85.1

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産価額（相続時精算課税適用財産価額を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産価額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

## 2 相続税の簡易な接触の状況

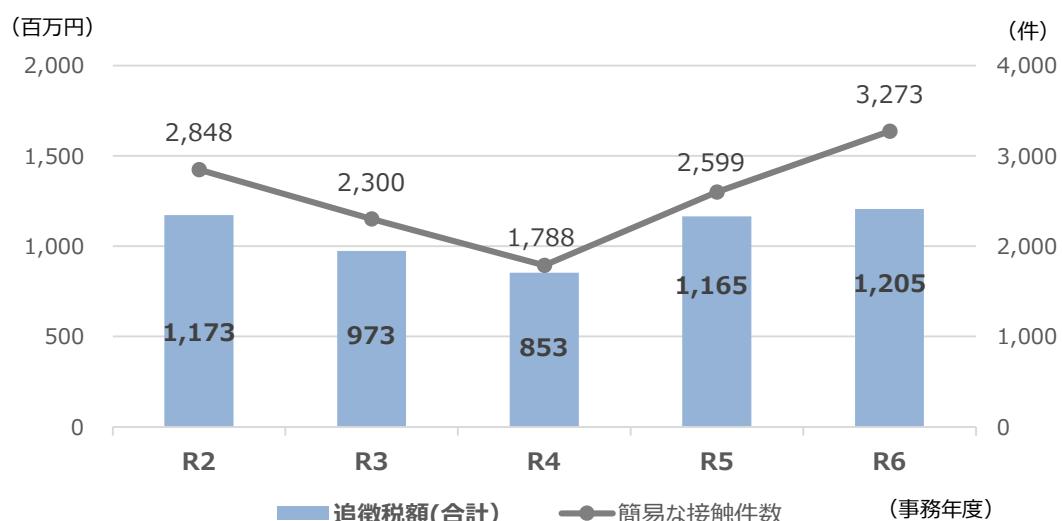
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和6事務年度においては、令和5事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は3,273件（対前事務年度比125.9%）、申告漏れ等の非違件数は980件（同131.2%）、申告漏れ課税価格は12,454百万円（同121.4%）、追徴税額合計は1,205百万円（同103.5%）と、いずれも簡易な接触の事績の公表を始めた平成28事務年度以降で最高となりました。

### ○ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
項目		件	件	%
①	簡易な接触件数	2,599	3,273	125.9
②	申告漏れ等の非違件数	747	980	131.2
③	申告漏れ課税価格	10,259	12,454	121.4
④	追徴税額	本税	1,087	1,147
⑤		加算税	78	58
⑥		合計	1,165	1,205
⑦	1 簡易件数 当なた接觸	申告漏れ課税価格 (③／①)	395	381
⑧		追徴税額 (⑥／①)	45	37

### ○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



## II 調査に係る主な取組

### 1 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

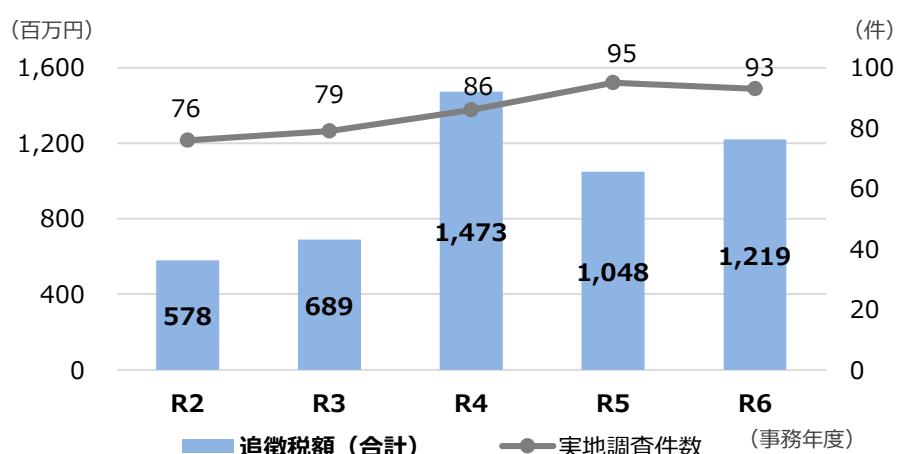
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和6事務年度においては、追徴税額は1,219百万円（対前事務年度比116.3%）でした。

### ○ 相続税の無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件	95	93	%
②	申告漏れの非違件数	件	84	79	%
③	非違割合 (②／①)	%	88.4	84.9	ポイント ▲3.5
④	申告漏れ課税価格	億円	95	89	%
⑤	本税	百万円	856	1,020	119.1
⑥	加算税	百万円	192	199	103.7
⑦	合計	百万円	1,048	1,219	116.3
⑧	1 実地当たり調査件数 (④／①)	万円	9,948	9,566	%
⑨	追徴税額 (⑦／①)	万円	1,104	1,311	%

### ○ 相続税の無申告事案に対する調査事績の推移



## 2 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和6事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は33件（対前事務年度比206.3%）、海外資産に係る申告漏れ課税価格は520百万円（同90.8%）でした。

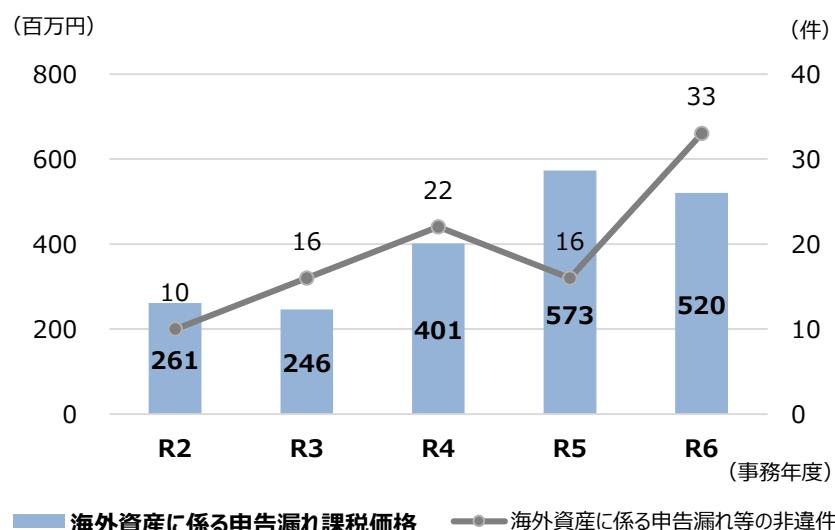
### ○ 相続税の海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
	件	件			%	
① 海外資産関連事案に対する実地調査件数		174		215		123.6
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	135	件	156	件	115.6	%
	16		33			206.3
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	17	件	22	件	129.4	%
	1		2			200.0
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	4,551	百万円	4,994	百万円	109.7	%
	573		520			90.8
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	670	百万円	397	百万円	59.1	%
	261		37			14.1
⑥ 非違1件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格(④/②)	3,371	万円	3,201	万円	95.0	%
	3,579		1,576			44.0

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

### ○ 相続税の海外資産関連事案に対する調査事績の推移



### 3 贈与税の実地調査の状況

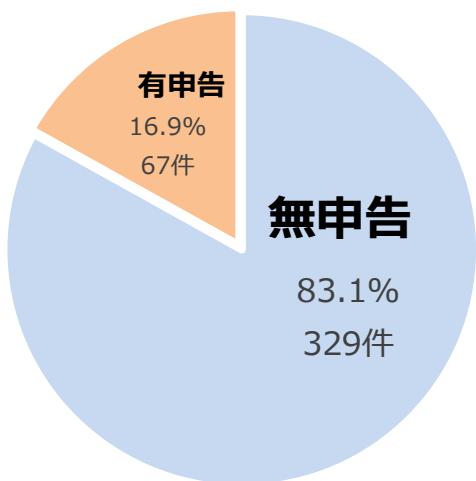
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和6事務年度においては、実地調査件数は412件（対前事務年度比106.2%）、追徴税額は436百万円（同30.2%）でした。

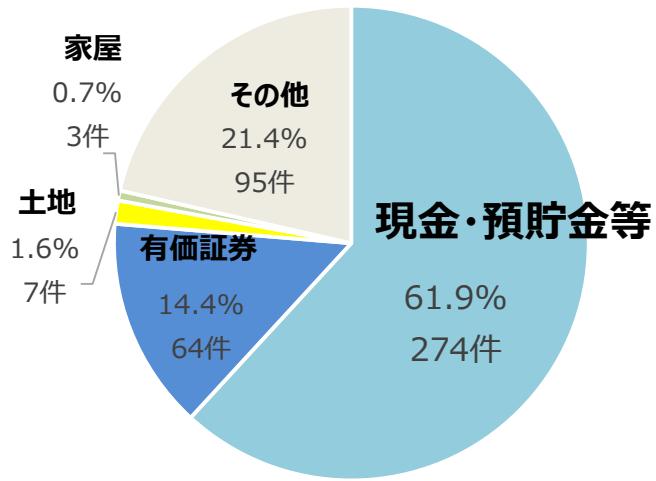
#### ○ 贈与税事案の実地調査の状況

事務年度等 項目		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	件 388	件 412	% 106.2	
②	申告漏れ等の非違件数	件 388	件 396	% 102.1	
③	申告漏れ課税価格	百万円 3,676	百万円 1,795	% 48.8	
④	追徴税額	百万円 1,442	百万円 436	% 30.2	
⑤	1実件 1地 当た り調 査	申告漏れ課税価格 (③／①)	万円 947	万円 436	% 46.0
⑥		追徴税額 (④／①)	万円 372	万円 106	% 28.5

#### ○ 申告漏れ等の非違件数の状況



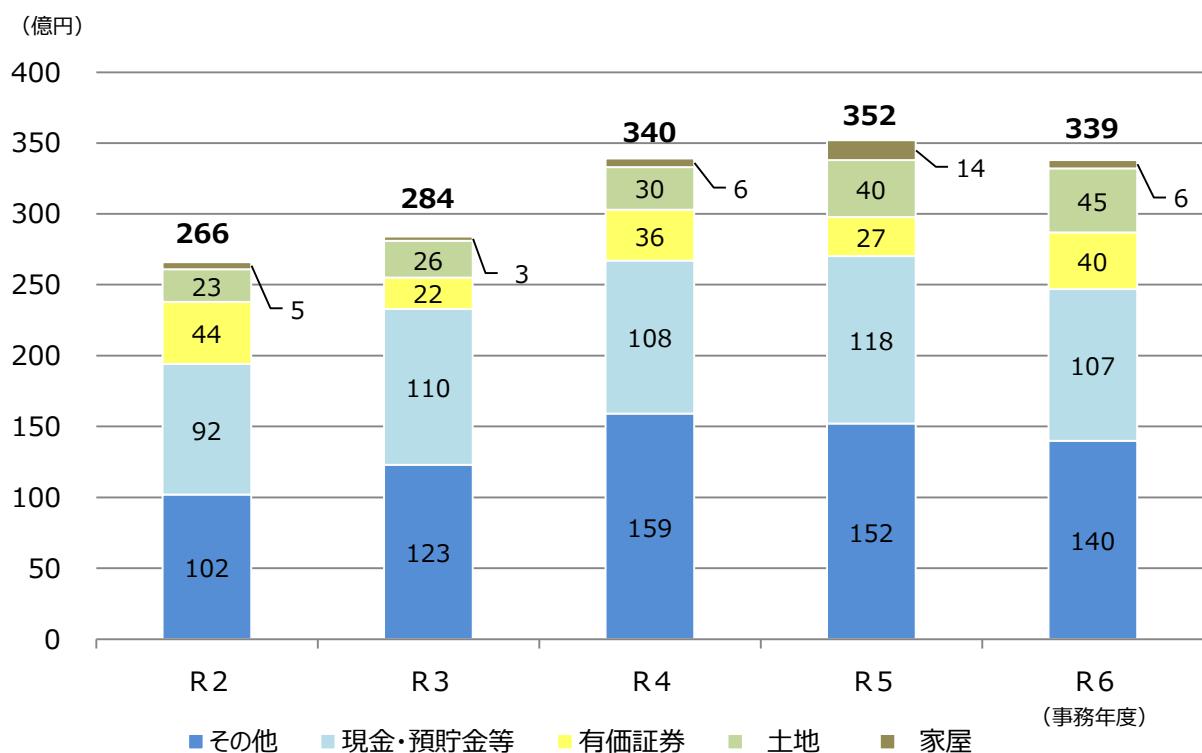
#### ○ 調査事績に係る財産別非違件数（延件数）



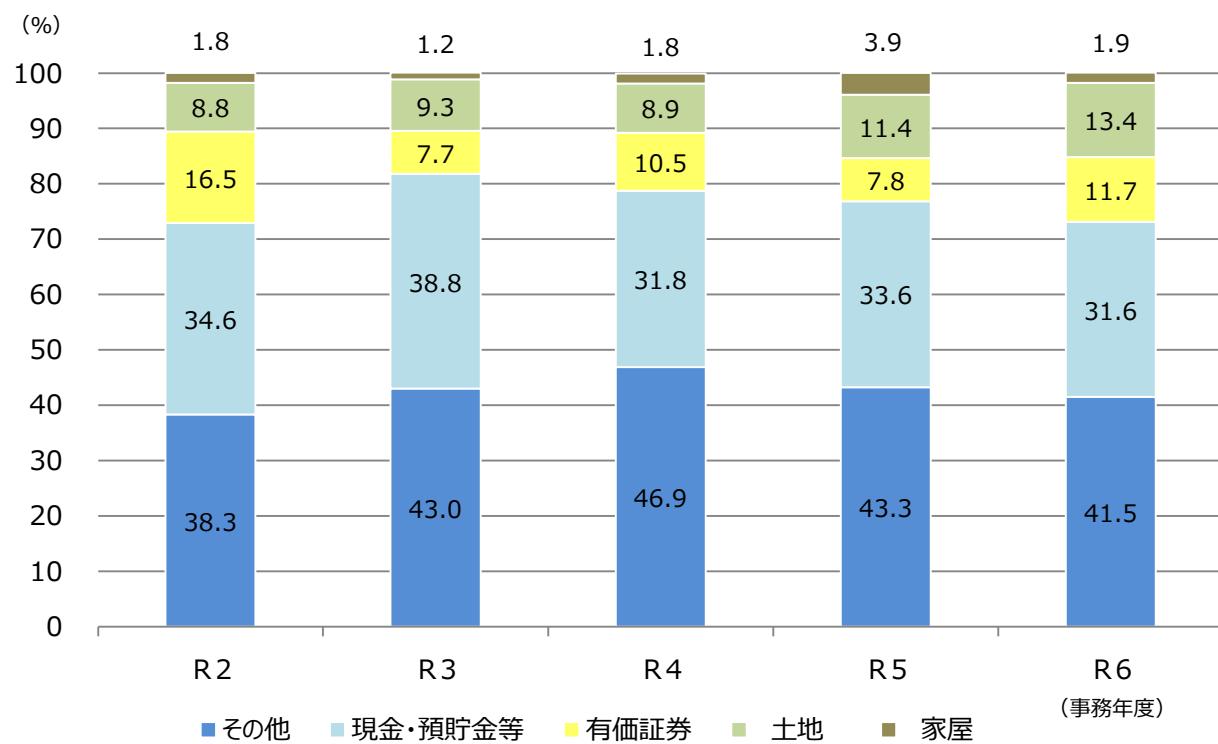
(注) 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したのであるため、延件数となっている。

### III 参考計表

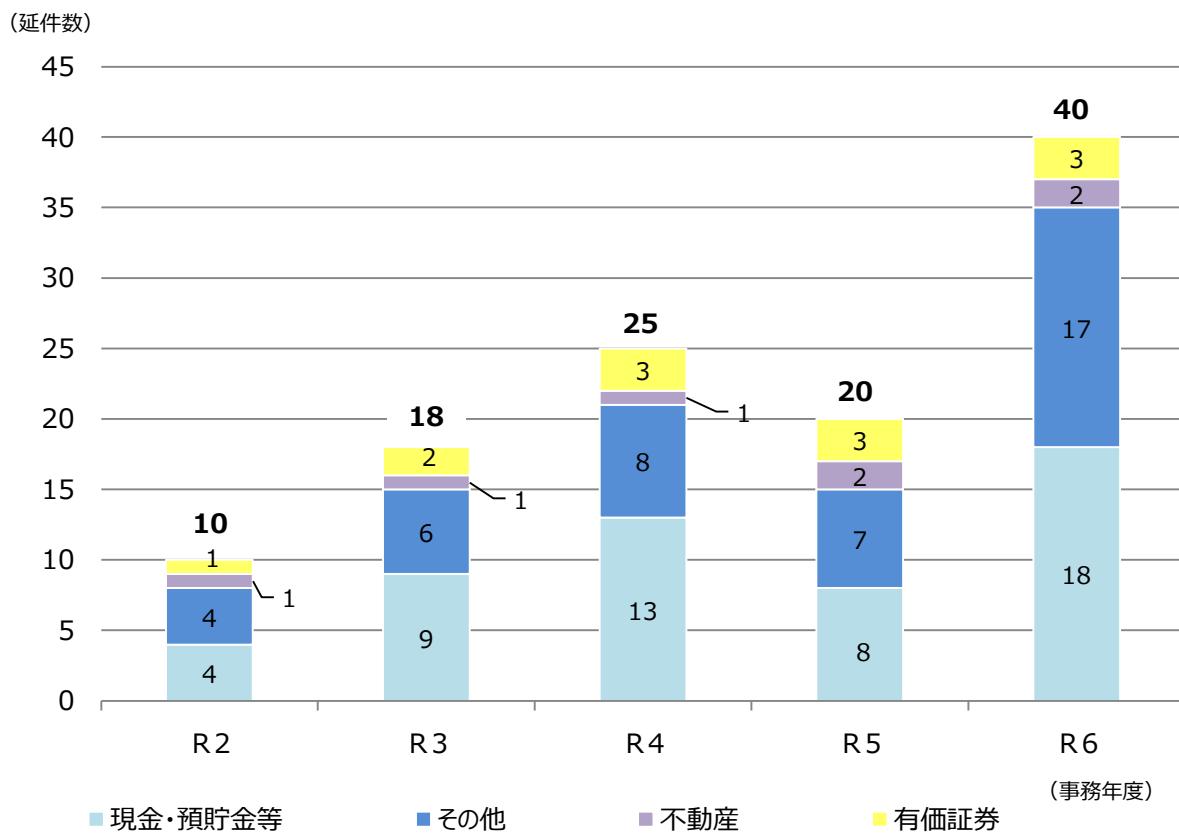
#### 1 申告漏れ相続財産の金額の推移



#### 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

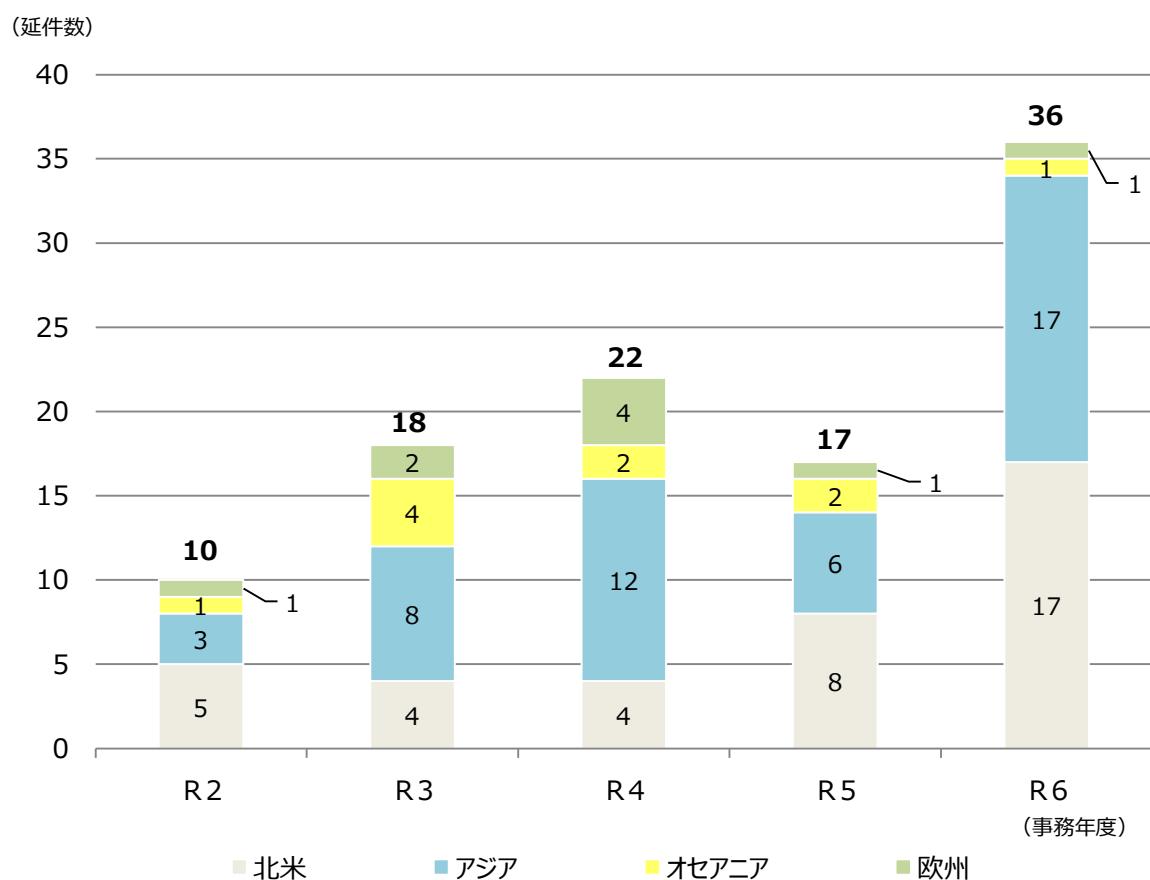


### 3 相続税の海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

### 4 相続税の海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注)「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。